

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに
交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、
「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

第一フロンティアつみたて終身 (外貨建・無告知型)

予定利率変動型外貨建終身保険(低解約返還金型)

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替の変動や、解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。

ご検討・お申込みに際しては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

<しおり・約款用>



野村證券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の商品を取り扱っています。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格をもった社員にお問い合わせください。

*保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル(平準払商品専用)

0120-765-228

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'22年4月版

登B21F0405(2022.2.15) F5909-04 '22年3月作成 リ

[募集代理店]

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.33926/22.04



この書面は、ご契約前に必ずお読みください

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命

第一生命グループ

[募集代理店]

野村證券株式会社

- この保険の正式名称は、「予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
責任準備金	積立金
保険料円貨払込特約（平準払用） （「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）	保険料円貨払込特約（平準払用）
保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）	保険料為替あんしん特約

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-765-228（平準払商品専用）
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

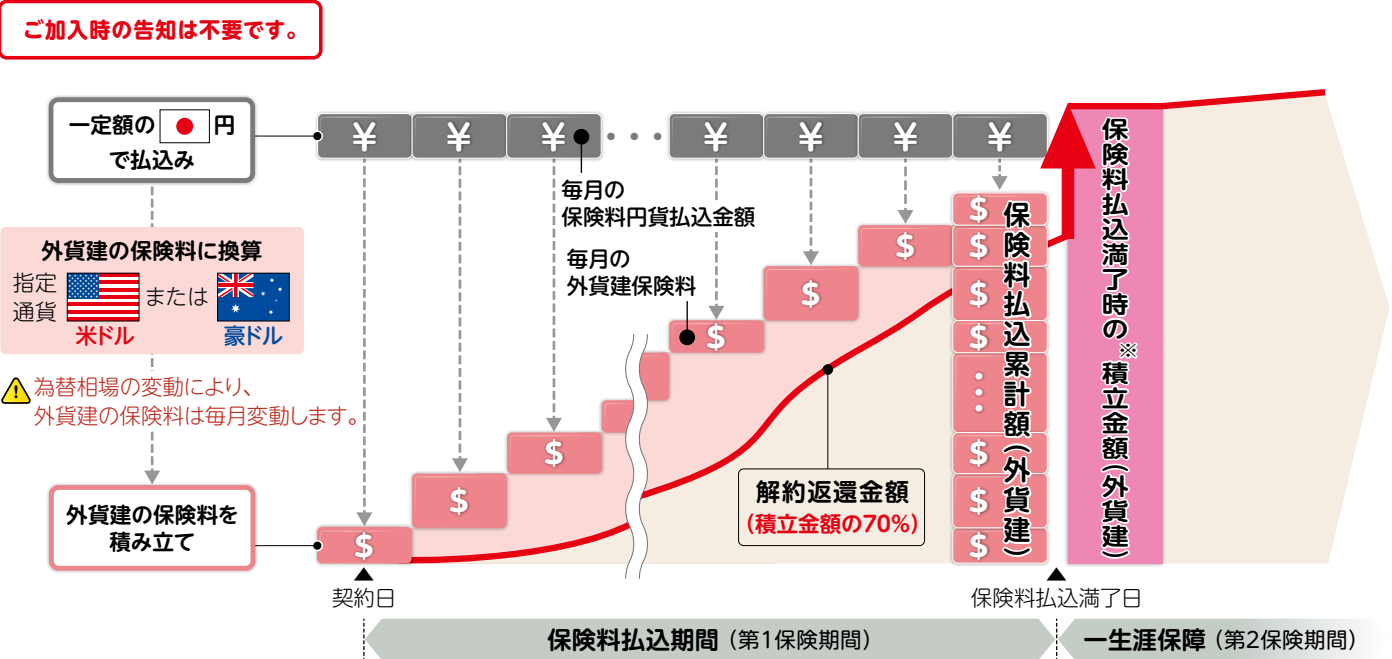
- この保険は、毎月円貨で一定の金額を払い込み、通貨ごとに金利情勢に応じて予定利率を毎月更改するしくみの、低解約返還金型の外貨建終身保険です。
- 第1保険期間（保険料払込期間）に解約した場合の解約返還金額の水準を抑えることで、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間）の一括受取額や死亡保障の水準を向上させています。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 第1保険期間における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに毎月更改し、設定した日から直後に迎える月単位の契約応当日の前日まで積立金※全体に適用します。
※将来の死亡保険金を支払うために、保険料の中から積み立てるお金のことです。
なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。
- この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替の変動や、保険料払込期間中に解約した場合の解約返還金額が積立金額の70%となるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。▶P10・11

4 この保険のしくみについて

しくみ図（イメージ）
*下記しくみ図はイメージを表したもので、将来の受取金額などを保証するものではありません。



※「積立金額」は、将来の死亡保険金を支払うために積み立てるお金（準備金）のことで、外貨建保険料の累計額とは異なります。なお、お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除するため、ご契約当初は外貨建保険料の累計額に対して減少しています。

5 予定利率について

第1保険期間

■第1保険期間における予定利率は、契約日および契約日後の毎月の月単位の契約応当日に、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

■基準利率は毎月1日、以下の指標金利に基づいて設定されます。▶P13

指定通貨	第1保険期間満了日までの残存期間	指標金利
米ドル	7年以内	米ドル3年金利スワップレート
	7年超	米ドル10年金利スワップレート
豪ドル	7年以内	豪ドル3年金利スワップレート
	7年超	豪ドル10年金利スワップレート

*金利スワップレートは、指定通貨が米ドルの場合「米ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR))」、豪ドルの場合「豪ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(BBSW))」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

■契約日における予定利率は、契約日における基準利率と同一とします。第1保険期間の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率を平均した利率となります。

<契約に適用される毎月の予定利率の計算例>

基準利率	4月	5月	6月	7月
	3.00% ①	2.60% ②	2.40% ③	2.80% ④
各ご契約に適用される毎月の予定利率				
契約日4月1日の場合	3.00% ①	2.80% (①+②)÷2	2.67% (①+②+③)÷3	2.70% (①+②+③+④)÷4
契約日5月1日の場合		2.60% ②	2.50% (②+③)÷2	2.60% (②+③+④)÷3
契約日6月1日の場合			2.40% ③	2.60% (③+④)÷2
契約日7月1日の場合				2.80% ④

*各基準利率を平均した予定利率は、小数第3位を四捨五入します。

■第1保険期間における予定利率は、以下の最低保証予定利率を下回りません。

第1保険期間	最低保証予定利率	
10年のご契約	2.00%	
11年以上のご契約	経過30年まで	1.50%
	経過30年超	0.50%

■契約日からの期間が120ヵ月(10年)を超えた場合、予定利率の計算は以下のとおりとなります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

<計算イメージ>

契約日 からの期間	基準利率							予定利率
	X年4月	X年5月	X年6月	...	(X+10)年3月	(X+10)年4月	(X+10)年5月	
120ヵ月	①	②	③	...	⑫②	—	—	(①+②+③…+⑫②) ÷120
121ヵ月 (10年1ヵ月)	⑫①	②	③	...	⑫②	⑫①	—	(⑫①+②+③…+⑫② + ⑫①)÷121
122ヵ月 (10年2ヵ月)	⑫①	⑫②	③	...	⑫②	⑫①	⑫②	(⑫①+⑫②+③…+⑫② + ⑫①+⑫②)÷122

予定利率の計算上、10年前の基準利率を、現在の基準利率に都度、置き換え(①→⑫①、②→⑫②)

第2保険期間

■第2保険期間における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める利率とします。

6 保障内容について

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

保険期間	死亡保険金額
第1保険期間	つぎのいずれか大きい金額 ● 払込保険料相当額※1 ● 積立金額 × 死亡保障倍率※2
第2保険期間	第1保険期間満了日の積立金額 × 死亡保障倍率※2 ⚠ 第2保険期間については、金利や為替の水準により、外貨建保険料の累計額を下回る場合があります。

*責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします(第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡保険金は支払われません)。

※1 契約日から被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各保険料の払込期月における、外貨建保険料の累計額となります。

※2 死亡保障倍率は、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、ご契約時に定まります。

死亡保障倍率の例									
第2保険期間移行日の年齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳
男性	1.42倍	1.35倍	1.29倍	1.23倍	1.17倍	1.12倍	1.08倍	1.04倍	1.02倍
女性	1.46倍	1.39倍	1.32倍	1.26倍	1.20倍	1.15倍	1.10倍	1.06倍	1.02倍

*例示の死亡保障倍率は、小数第3位以下を切捨ててにより表示しています。

<ご参考①>

「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」を付加し、円建の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。

保険期間	死亡保険金額
円貨建移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの積立金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

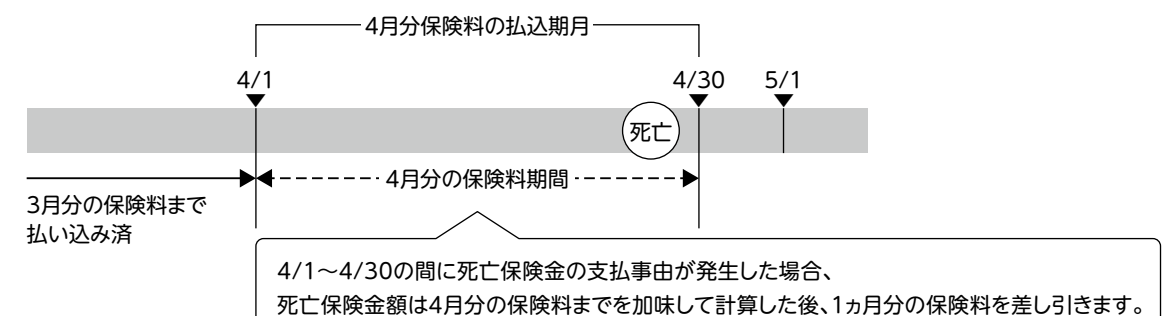
*円建の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

<ご参考②>

死亡保険金の支払事由が発生した日が属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は、外貨建の保険料を死亡保険金から差し引きます。

<死亡保険金お支払時に、当月分の保険料が払い込まれていない場合の例>



7 ご契約のお取扱いについて

指定通貨		米ドル、豪ドル *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。																					
契約年齢		0歳～74歳(契約日における被保険者の満年齢) *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。																					
保険期間		終身																					
被保険者		ご契約者 *ご契約者と被保険者が異なるご契約は取り扱いません。																					
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能)																					
死亡保険金額の限度		9億円 *金額の判定は、「保険料円貨払込金額 × 契約日から保険料払込満了日までの月数 × 死亡保障倍率」で行います。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して9億円を超えることはできません。																					
死亡保険金額の変更	増額	取り扱いません。																					
	減額	第1保険期間	保険料円貨払込金額を減額し、第1保険期間の死亡保険金額を改め、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上あることが必要です。▶P6																				
		第2保険期間	死亡保険金額を減額し、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の死亡保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。																				
保険料ランク		毎月の保険料円貨払込金額に応じて、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間)の一括受取額や死亡保障の水準が向上します。 <保険料払込満了時の一括受取額の返還率例> 予定利率:2.50%、為替レート:1米ドル=100円 男性、40歳、指定通貨:米ドル、保険料払込期間:20年、保険料が替あんしん特約:なし <table><tr><th>保険料ランク(月額)</th><th>保険料円貨払込金額</th><th>払込保険料累計額(①)</th><th>保険料払込満了時の一括受取額(②)</th><th>返還率(②/①)</th></tr><tr><td>1万円以上</td><td>10,000円</td><td>24,000米ドル</td><td>27,829米ドル</td><td>115.9%</td></tr><tr><td>3万円以上</td><td>30,000円</td><td>72,000米ドル</td><td>83,871米ドル</td><td>116.4%</td></tr><tr><td>8万円以上</td><td>80,000円</td><td>192,000米ドル</td><td>224,676米ドル</td><td>117.0%</td></tr></table> *予定利率と為替レートが一定で推移した場合のシミュレーションであり、将来のお受取額をお約束するものではありません。 *具体的な一括受取額や死亡保険金額については、「設計書」でご確認ください。		保険料ランク(月額)	保険料円貨払込金額	払込保険料累計額(①)	保険料払込満了時の一括受取額(②)	返還率(②/①)	1万円以上	10,000円	24,000米ドル	27,829米ドル	115.9%	3万円以上	30,000円	72,000米ドル	83,871米ドル	116.4%	8万円以上	80,000円	192,000米ドル	224,676米ドル	117.0%
保険料ランク(月額)	保険料円貨払込金額	払込保険料累計額(①)	保険料払込満了時の一括受取額(②)	返還率(②/①)																			
1万円以上	10,000円	24,000米ドル	27,829米ドル	115.9%																			
3万円以上	30,000円	72,000米ドル	83,871米ドル	116.4%																			
8万円以上	80,000円	192,000米ドル	224,676米ドル	117.0%																			
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。																					
契約者貸付		取り扱いません。																					

8 保険料のお取扱いについて

保険料払込方法 および払込経路		払込方法	初回払込経路	2回目以降払込経路
		月払	指定口座への振込	口座振替
		年一括払(12回分前納)	野村証券経由	
			指定口座への振込	口座振替
		*年一括払について、前納された保険料円貨払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算し、毎月の保険料に充当します。 *ご契約後に前納もでき、前納利率は、前納(残存)回数に応じて以下のとおりです。 なお、12回分・24回分など年一括払の前納のみのお取扱いとなります。 ・12回以下：0.00% <割引なし> ・13回以上：残存1年以下の部分について0.00%、残存1年を超える部分について0.01% *ご契約後にクレジットカード払に変更することができます(ご契約時には選択できません)。		
保険料払込期間 (第1保険期間)		10年～45年の1年きざみ *ただし、保険料払込満了日における被保険者の満年齢は90歳を上限とします。 *ご契約後に変更することはできません。		
保険料 円貨払込金額	最低	月額1万円 (1,000円単位)		
	最高	月額40万円 *クレジットカード払は月額5万円を上限とします(ご契約時には選択できません)。		
保険料の変更	増額	取り扱いません。		
	減額	減額後の保険料円貨払込金額が月額1万円以上となる場合、取り扱います。		
保険料の自動貸付		取り扱いません。 *保険料の払い込みがなく、猶予期間満了を迎えた場合、自動的に保険料を立て替えて保険を継続させるしくみはありません。		
契約失効後の復活		取り扱いません。 *保険料の払い込みがなく、猶予期間満了を迎えた場合、契約は失効します。失効した場合、契約を元に戻す(復活する)ことはできません。		
保険料の払込停止・再開		取り扱いません。		
払済保険・延長保険		取り扱いません。 *保険料の払い込みを中止し、変更時の解約返還金額をもとに、保険期間を変えずに保障金額の少ない保険に変更(払済)することはできません。 *保険料の払い込みを中止し、変更時の解約返還金額をもとに、保障金額を変えずに保険期間を短くする保険に変更(延長)することはできません。		

具体的なご契約の内容につきましては、お申込みの際、この「契約概要」と「契約申込書」にて必ずご確認ください。

保険料 円貨払込特約 (平準払用)	■ご契約時に必ず付加されます。 ■「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」が適用され、毎月一定額の保険料円貨払込金額をお払いいただき、外貨に換算した金額を外貨建の保険料に充当します。 ■外貨建の保険料への換算に適用する為替レートは、以下の日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 したがって、為替相場の変動により、外貨建の保険料は毎月変動します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>換算基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回保険料</td><td>契約日が属する月の前月末日</td></tr> <tr> <td>第2回以後の保険料</td><td>各保険料の払込期月の前月末日</td></tr> </tbody> </table> ※第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。 ※保険料の前納を利用し、毎月の外貨建の保険料に充当する際に適用する為替レートも上記と同じです。 ■この特約のみの解約はできません。		換算基準日	第1回保険料	契約日が属する月の前月末日	第2回以後の保険料	各保険料の払込期月の前月末日
	換算基準日						
第1回保険料	契約日が属する月の前月末日						
第2回以後の保険料	各保険料の払込期月の前月末日						
保険料為替安心特約	■ご契約時のみ付加できます。 ■保険料円貨払込金額を外貨建の保険料に換算する際の毎月の為替レートについて、円安時に最低保証為替レートで最低保証することができます（下記＜イメージ＞をご参照ください）。 ■特約の保険期間は、保険料払込期間と同一の期間となります。ただし、保険料払込期間が20年を超える場合は20年となります。 ■外貨建の保険料に換算する為替レートは、以下のとおりとなります。 ・換算基準日※¹における為替レート ・最低保証為替レート } いずれか円高の為替レート ※1 上記「保険料円貨払込特約（平準払用）」の換算基準日についてご確認ください。 ■最低保証為替レートは、第1回保険料円貨払込金額を当社が受領した日（野村証券経由の場合は、野村証券にて振込処理を行った日）の「翌日」※²※³における、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※2 「翌日」が第一フロンティア生命所定の金融機関の休業日である場合、その金融機関の翌営業日とします（その結果、契約日以後となる場合は、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日）。 ※3 「翌日」が契約日となる場合、第1回保険料円貨払込金額を受領した日における当社所定の為替レートとなります（その日が第一フロンティア生命所定の金融機関の休業日である場合、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日）。 ■この特約を付加した場合、保険料からこの特約にかかる費用（最低保証為替レートを保証するための費用）を差し引きます。なお、ご契約時に確定した費用が、この特約の保険期間にわたり適用されます。 *具体的な特約費用については、「設計書」をご確認ください。 ＜10,000円を外貨に換算するイメージ＞ この保険でも、円安になると外貨に換算した保険料は減少します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在</th> <th>円高円安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1米ドル=100円</td> <td>1米ドル=120円</td> </tr> <tr> <td> $\\$100$米ドル (=10,000円÷100円) </td> <td> $\\$83$米ドル (=10,000円÷120円) </td> </tr> </tbody> </table> ＜特約の効果および費用のイメージ＞ 契約時より 円高 付加する 積み立てに充当 付加しない 積み立てに充当 「円高効果」により、外貨建保険料の水準は大きくなります。 契約時より 円安 付加する 積み立てに充当 付加しない 積み立てに充当 特約費用を差し引いても、外貨建保険料の増加が期待できます。 ■上記費用の影響により、毎月の保険料換算に適用する為替レートがご契約時から一定であった場合などの積立金額は、この特約を付加しなかった場合の積立金額を下回ります。 ■この特約のみの解約はできません。 ※この特約を付加した場合、外貨建の保険料に換算する際の為替レートは、「円高時の所定の上限」が設定されます。	現在	円高円安	1米ドル=100円	1米ドル=120円	$\$100$ 米ドル (=10,000円÷100円)	$\$83$ 米ドル (=10,000円÷120円)
現在	円高円安						
1米ドル=100円	1米ドル=120円						
$\$100$ 米ドル (=10,000円÷100円)	$\$83$ 米ドル (=10,000円÷120円)						

円貨支払特約	■死亡保険金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
年金支払移行特約 (平準払用)	■第1保険期間満了日の翌日以後、被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■第1保険期間満了日の翌日を特約年金支払開始日とし、特約年金支払開始日の前日の積立金額を特約年金原資額とする取扱いも可能です。 ■特約年金の種類は、確定年金（3年・5年・10年）、10年保証期間付終身年金、および死亡時保証金額付終身年金から選択できます。
年金の 円貨支払特約 (支払ごと円貨換算型)	■特約年金（「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合）を円貨で受け取ることができます。 ■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、特約年金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
目標値到達時 円貨建終身保険 移行特約 (平準払用)	■第1保険期間満了日の翌日以後、付加できます。 ■「この特約の付加日における解約返還金額の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。 *市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。 ■移行後の死亡保険金額については ▶P4 をご参照ください。 ■目標値到達までに「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合、この特約は消滅します。
保険契約者 代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

10 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

11 為替相場の変動による影響について

■くわしくは ▶P11 をご参照ください。

12 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	算式
第1保険期間	積立金額 × 70%
第2保険期間	積立金額

*解約返還金額は、お客さまが郵送した請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）に確定します。

＜ご参考＞ 解約返還金お支払時の保険料の精算

- ・当月分の保険料が払い込まれている場合は、お払い込みが不要となった日の直前の月単位の契約応当日からの1ヵ月分の保険料を払い戻します。
- ・例えば4月分の保険料が払い込まれている場合で4/1～4/30の間に解約などにより保険料の払い込みが不要となったとき、解約返還金額は3月分の保険料までを加味して計算し、4月分の保険料を払い戻します。



- 第1保険期間にご契約を解約された場合の解約返還金額は、積立金額の70%となるため、外貨建の保険料の累計額を大きく下回ることがあります。
- 保険料のうち一部は、死亡保険金を支払うための費用やご契約の締結・維持などに必要な費用にあてられます。したがって、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は外貨建の保険料の累計額を大きく下回ることがあります。
- 上記の具体的な金額例については、「設計書」をご確認ください。

13 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P10・11 をご参照ください。

1



お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

第1保険期間中における費用

お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が積立金として積み立てられます。

また、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

第2保険期間中における費用

第2保険期間中、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間によって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

特定のご契約者に負担していただく費用

①「保険料為替あんしん特約」を付加した場合、この特約の保険期間中、お払い込みいただいた保険料から最低保証為替レートを保証するための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

*具体的な特約費用については、「設計書」をご確認ください。

②「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項 目	費 用※2
保険契約関係費 （年金管理費）※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して以下のとおりです。 ・確定年金および 10年保証期間付終身年金の保証期間中： 0.4% ・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および 死亡時保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます）： 1.4%

※1 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

※2 「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」により円建の終身保険に移行した後に、「年金支払移行特約（平準払用）」を付加し、特約年金を受け取る場合は、受取特約年金額に対して以下のとおりです。

・確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中：**最大0.35%**

・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます）：**最大1.0%**

③「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加して円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

▶ 次ページへ

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。
TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨払込特約(平準払用)」 の為替レート	保険料をお払い込みいただく場合	TTM+50銭
	失効による返還金をお受け取りになる場合	TTM-50銭
「保険料為替あんしん特約」の為替レート		TTM+50銭
「円貨支払特約」の為替レート		TTM-50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」の為替レート		TTM-50銭
「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」の目標値判定為替レート		TTM-50銭

*上記の為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

死亡保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。
*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです

お客さまが負う投資リスクについて

- 第1保険期間にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、積立金額の70%となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 金利や為替の水準により、第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

- この保険には「保険料円貨払込特約(平準払用)」が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。
- 為替相場の変動により、「お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」などが、「ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」や「保険料円貨払込金額の累計額」などを下回り、損失が生じるおそれがあります。

保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

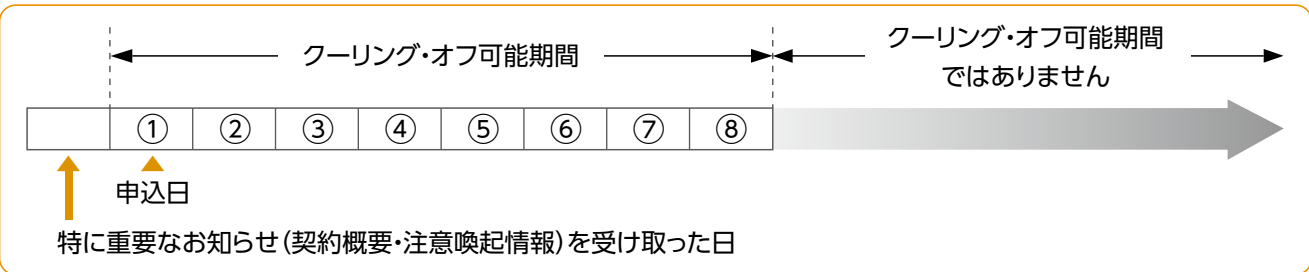
- 保険料のお払い込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します。
- ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す(復活する)ことはできません。
- 失効にともなう返還金は、失効日における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

3

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)を受け取った日、またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-××××-〇〇〇〇
ご本人名義の返金口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

■第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)からもお申し出いただけます。この場合お申込みの撤回などは、当社受信時に効力が生じます。

*電磁的記録(当社ホームページ、CD-R等)によるお申出が可能です。
*CD-R等の電磁的記録媒体によるお申出の場合は、当社あて発信時に効力が生じます。

- すでにお払い込みいただいた金額があるときには、全額お返しいたします。
- 募集代理店へお申し出いただいても受付しておりません。

4

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 第1保険期間における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに、毎月更改されます

■第1保険期間における予定利率は、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

基準利率は、それぞれの通貨の種類について、第1保険期間満了日までの残存期間に応じた金利スワップレートを指標金利とします(▶P3)。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率となります。

6 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命がご契約のお申込みを受けたとき※から、ご契約上の保障が開始されます。**

※「保険料為替あんしん特約」を付加した場合は、第1回保険料円貨払込金額を当社が受け取ったときとします。
(払込経路が野村証券経由の場合は、野村証券にて振込処理を行った時となります。)

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■この保険の契約日は、第一フロンティア生命の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)

■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します

■保険料のお払い込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。

■ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す(復活する)ことはできません。

■くわしくは「商品パンフレット」▶P7 Q3をご参照ください。

9 解約返還金額は払込保険料の累計額を下回ることがあります

■円貨に換算した金額は解約時の為替レートの影響を受けます。

■解約返還金額の計算方法などくわしくは▶P9をご参照ください。

10 この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響をうけます

■くわしくは▶P11をご参照ください。

11 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります(該当の場合のみご確認ください)

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

14

税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取り扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取り扱い

■外貨建の死亡保険金などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。

*この保険には、必ず「保険料円貨払込特約(平準払用)」を付加していただきますので、保険料は実際に円貨でお払い込みいただいた金額について、円建の生命保険と同様の税法上の取扱いとなります。

*「円貨支払特約」などを付加した場合で、当社が、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
死亡保険金	相続税・贈与税 となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得) となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
特約年金		特約年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約効力発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が外貨建保険料の累計額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が外貨建保険料の累計額を下回ることがあります。

生命保険料控除

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

*介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。

■当年中(1月から12月まで)にお払込みの保険料(保険料円貨払込金額)に応じた金額が、その年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。

*保険料の前納を利用の場合、控除の対象はお払い込みいただいた保険料のうち当年の保険料期間に対応する金額のみとなります。

*この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。

*年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。

(1) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

(2) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円

解約・減額および死亡保険金受取時の税務のお取り扱い

■解約・減額時の差益に対する課税

課税の種類
所得税(一時所得※) + 住民税

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※) + 住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

※一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の
課税対象額

=

収入
(受取額)

−

必要経費
(保険料累計額)

−

特別控除
(50万円)

×

1

2

この保険にかかわる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください

ご加入の生命保険に関する手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル（平準払商品専用） **0120-765-228**

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

- ・お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ・第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。